

日吉台防災用トランシーバー使用規定

制定 平成27年2月20日

1. 目的

本規定は平成26年度末に購入した、日吉台学区自主防災会所有の防災用トランシーバーについてその有効的な使用方法等を定める。対象機器はアイコム（株）IC-DPR3、9台である。（以下機器と云う）

2. 使用の条件

機器は日吉台学区に次の危険がある時に使用する。

- ① 気象庁より特別警報が発令された時
- ② 大津市より避難勧告が発令された時
- ③ 大津市より避難指示が発令された時
- ④ 地域でがけ崩れ、地滑り等の危険な状態が確認された時

3. 使用方法

機器は次の様に使用する。

- ① 機器は常時は、日吉台学区防災会会長宅、各8丁自主防災会会長宅にて、常時充電した状態で保有する。
- ② 2①～③の場合は日吉台学区防災会会長から各8丁自主防災会会長に連絡指示する。同時に必要な連絡先にも種々手段を講じて連絡する。
- ③ 2④の場合は情報入手の者から、機器保有の全員へ連絡、対応協議する。同時に必要な連絡先にも種々手段を講じて連絡する。
- ④ 時間経過と共に、機器を本部、避難所、各8丁集会所等に移して有効に使用する。

4. 取扱い方法

機器の取扱い方法は別紙機器取扱い仕様書による。主要事項は次の通りである。

- (1) 呼びかけ方、聞き方
- (2) 音量、ON、OFF 切り替え方
- (3) チャンネル切り替え方法
- (4) 常時の充電方法

5. 使用訓練

9/1、11/1等日吉台防災訓練の場で、少なくとも1回/年、機器の使用、取扱い訓練を機器使用者に対して行なう。

6. メンテナンス

機器を常時保有の者が、別紙取扱い仕様書により、責任を持って行なう。

以上